

# 平成22年度 産業廃棄物税基金充当事業 実績報告書

事業名： アスベスト対策事業

事業実施予定期間： 平成21年度から平成23年度まで

担当課室名： 環境対策課

担当班名： 大気環境班 TEL：022-211-2665

e-mail：kantait@pref.miyagi.jp

## 1 事業の目的

アスベスト含有建材を使用する建築物に係る違法解体工事をなくすため、関係機関が連携したパトロールを実施し、関係法令の遵守を指導し、廃石綿等の廃棄物の適正処理を推進するもの。

また、廃棄物処理施設近傍でのアスベストモニタリングを実施し、廃棄物処理に伴うアスベストの飛散状況等について確認し、適正処理の状況等を把握するもの。

## 2 当該年度の実施事業の概要

### (1) 違法行為の実態把握

建設リサイクル法に基づく解体工事の届出をもとに、大気汚染防止法、労働安全衛生法などを所管する関係機関が連携し、パトロールを45箇所実施し、建築物へのアスベストの使用の有無に係る事前調査の徹底や、廃棄物の適正処理等を指導した。

### (2) アスベストモニタリングの実施

違法アスベスト処理による環境大気汚染状況を把握するため、県内の産業廃棄物処理施設近傍3箇所及び一般環境2箇所において環境大気中のアスベスト濃度を測定した。

### (3) 普及啓発

建築物へのアスベストの使用の有無の確認方法を解説したパンフレットを2,000部作成し、関係団体等に配布するとともに、HPへの掲載により一般に周知した。

## 3 当該年度の実施事業の成果

パトロールを実施した結果、建築物へのアスベストの使用の有無を事前に調査していない工事現場が2件確認されたが、大気汚染防止法に違反する解体工事は確認されなかった。

建築物へのアスベストの使用の有無に係る事前調査の実施等について指導し、違法解体工事と廃棄物の不適正処理を未然に防止することができた。

## 4 今後の展開

東日本大震災で被災した建築物にアスベストが使用されていた場合、大気環境への飛散が懸念されていることから、今後も、関係機関が連携した立入検査等を継続し、建築物の解体作業に伴う飛散防止や廃棄物の適正処理等を指導していく。

しかし、津波などにより既に倒壊してしまっただれき等については、倒壊前のアスベストの使用状況の把握が困難な状態となっている。今後、震災廃棄物の破碎・焼却等が行われるが、アスベスト含有建材が含まれていた場合、破碎処理等に伴い大気環境へ飛散するおそれがあることから、アスベストモニタリングを継続して実施することにより周辺環境への影響を把握していく。また、緊急時におけるアスベストモニタリング調査にも対応できる測定体制の構築について検討する。

## 5 廃棄物の削減・リサイクル，適正処理の促進の効果等を示す指標の数値

<指標名：パトロール実施箇所数>

平成20年度	平成21年度	平成22年度
0箇所	25箇所	45箇所

<指標名：大気中アスベストモニタリング結果>

平成20年度	平成21年度	平成22年度
0.31～0.50本/ℓ (3箇所)	<0.06～0.15本/ℓ (5箇所)	<0.14/ℓ (5箇所)

H20年度：アスベストモニタリングマニュアル第3版の光学顕微鏡法（クリソタイルの繊維数）

H21年度：アスベストモニタリングマニュアル第3版の分散染色法（6種類のアスベスト繊維数）

H22年度：アスベストモニタリングマニュアル第4.0版の分析走査電子顕微鏡法（6種類のアスベスト繊維数）

## 6 事業費の推移

(単位：千円)

平成21年度	平成22年度
3,183	2,363